

PEFC ST 2002-1:2024

「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス システム(PEFC EUDR DDS)実施のための要求事項」

初めに

・本 ST は PEFC 認証組織が EUDR に準拠するために既存の認証規格に追加できる任意の規格(通常の PEFC ST2002:2020 の 7.「デュー・ディリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項」に替え利用可能)として策定

なお、持続可能な森林管理規格についても EUDR と整合させるよう PEFC ST 1003:2018 の改正を行う予定

・PEFC EUDR DDS は、PEFC-COC 認証書を保有している組織のほか、新たに PEFC-COC 認証を取得する組織にも適用可能となるが、PEFC-COC 認証範囲に PEFC EUDR DDS を追加することが必要。

・本付属書に規定されている DDS の実施により極小リスクとされた関連製品には、通常の主張とともにその主張の前に「PEFC EUDR」主張(例えば「PEFC EUDR X%PEFC 認証」)を付すことが可能。

[EUDR の対象]

原材料が 2023 年 6 月 29 日以降に収穫され、2024 年 12 月 30 日以降(中小規模事業者については、2025 年 6 月 30 日以降)に EU 市場に出荷された製品については EUDR の対象(2023 年 6 月 29 日以前に収穫され、2027 年 12 月 31 日以降出荷された製品は EUDR の対象、それ以前に出荷された製品は EUTR の対象)

要求事項の主な内容は以下の通り

1. PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム(DDS)要求事項

- (1) EUDR に適合しない関連製品のリスクを最小限にするため、PEFC EUDR DDS を少なくとも毎年実施
- (2) PEFC EUDR DDS は次の3つのステップ
・情報の収集 ・リスク評価 ・リスク軽減措置
- (3) PEFC 顧客への情報の提供
- (4) PEFC EUDR DDS 実施のための体制、手続きの確立
- (5) PEFC ST2002:2020の 5.1.1 に加え、以下を実施
供給者より量(kgが基本)に関する情報の入手
- (6) 通常のPEFC主張に加え、それぞれの製品に「PEFC EUDR主張」を付すことが可能
- (7) SGEC EUDR DDS の前に関連製品を以下のカテゴリーに分類
 - a) 参照番号付き PEFC EUDR: SGEC EUDR DDS を認証範囲とする SGEC-COC 認証書を持つ供給者により「PEFC EUDR 主張」と EU 参照番号が付され供給された関連製品
 - b) 参照番号なし PEFC EUDR: SGEC EUDR DDS を認証範囲とする SGEC-COC 認証書を持つ供給者により「PEFC EUDR 主張」が付され供給されたが、まだ EU 市場に出荷されていない(したがって、EU 参照番号なし)関連製品。
 - c) 非 PEFC EUDR

2. 情報の収集

(1) 参照番号付き PEFC EUDR 関連製品の場合

参照番号および要請に応じ、下記及その他の情報を入手、記録

- (a) 関連製品の樹種名等
- (b) 関連製品が生産された国
- (c) 関連製品が生産された土地区画の地理的位置情報
- (d) 生産の時期
- (e) 供給者の名前、住所、email アドレス、
- (f) オペレーター、トレーダーの名前、住所、email アドレス
- (g) deforestation-free に関する確認情報
- (h) 生産国の法令に対する合法性の確認情報

(2) 参照番号なし PEFC EUDR 関連製品の場合、以下の供給者からの上記情報の入手、記録

(3) 非 PEFC EUDR の場合

上記の情報の収集、当該情報が入手できない場合、当該関連製品は重大リスクとなり、リスク軽減措置をとるとともに、リスクが解消されるまで EU 市場に当該製品を出荷できない。

3. リスク評価

収集された情報をもとにリサイクル材以外の関連製品についてリスク評価の実施し、リスクがなし、あるいは極小となったもの以外 EU 市場に出荷してはならない。

(対象は 2020 年 12 月 31 日以降の行為。文書には、極小リスクとなる指標が表としてまとめられている。評価は毎年)

4. 根拠のある懸念

根拠のある懸念が提起された場合の手続き等を規定

5. リスク軽減措置

リスク軽減措置の手続き、手法を規定

- ・追加的情報の収集、
- ・組織あるいは第三者による調査、審査の実施、
- ・是正措置

6. デュー・デリジェンス(DDS) ステートメント

EU 情報センターへの DDS ステートメントの提出及びその内容について規定。(付属1に DDS ステートメントに記載すべき内容を記載)

7. 市場への出荷禁止

出所が不明な、問題のある出所からの、EUDR に適合しない関連製品の出荷の禁止を規定